

遺産分割協議と相続放棄

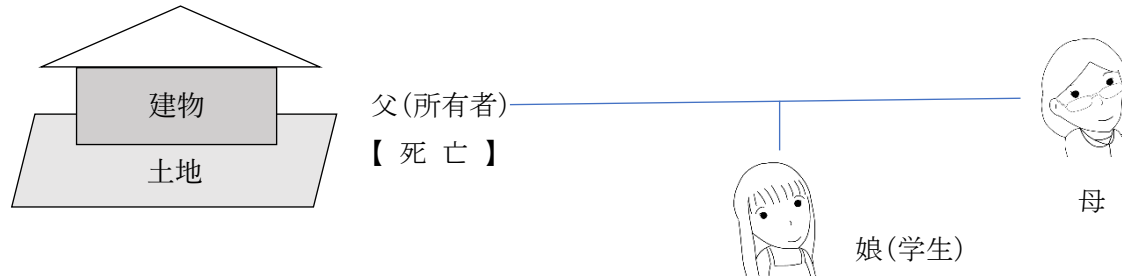
未亡人(母親)のDさん

夫が若くして突然亡くなってしまいました。娘がまだ若いので建物や土地はすべて私が相続する予定です。この場合に注意すべき点はなんでしょうか。



よく「相続放棄」というものを聞きますが、それをしたほうが良いのでしょうか。

相談役のO氏



娘さんがまだ若いようでしたら、Dさんがすべての財産と債務を相続するものとして、遺産分割協議を作成する方法が考えられます。

「相続放棄」とは、その相続に対して最初から相続人とならなかったことにすることを意味する法律用語です。**「相続放棄」**は相続人となったことを知った日から**3ヶ月以内**に、家庭裁判所に申述することにより行われます。これを行うと、相続放棄をした人は一切の資産・負債を相続しないことになります。相続放棄は、基本的に債務が財産よりも多く、債務を引き継がないようにする場合に行われます。

相続放棄とは	
想定されるケース	相続人の 債務が財産よりも多い 場合
法的な効果	その相続において「 最初から相続人にならなかった 」こととする。
必要な手続き	相続人となったことを知った日から 3か月以内 に家庭裁判所に申述。

それに対し「**分割協議**」は、相続人の間で誰がどの資産・負債を相続するかを協議し、「遺産分割協議書」を作成する方法を言います。この方法であれば、母親も娘も相続人の立場を保ったまま、協議により母親が建物・土地などの資産をすべて引き継ぐことができます。

そのため、単に娘には資産を相続させないだけなら、「〇〇(母親の名前)が取得する財産」「〇〇が承継する債務」として各資産・負債を記載し、母親と娘が相続人として自署押印することにより作成した「遺産分割協議書」を作成し、母親にすべての遺産を取得させる方法が考えられます。